

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20211209	株式会社一番・リンクタクシー (法人番号 8420001000437) 代表者大嶋憲通	青森県青森市問屋町1丁目5番4号	本社営業所	青森県青森市問屋町1丁目5番4号	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第1項、法第23条第3項及び法第27条第3項	令和3年2月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第1項)、(2)運行管理者の選任(解任)未届出違反(運送法第23条第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。